

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2021年10月29日

【発行者の名称】

株式会社エージェント
(Agent Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 四宮 浩二

【本店の所在の場所】

東京都渋谷区宇田川町33番7号

【電話番号】

03-3780-3911

【事務連絡者氏名】

財務経理部 部門責任者 磯貝 慎介

【担当 J-Adviser の名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 三宅 卓

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社エージェント

<https://agent-network.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下、「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第18期中	第16期	第17期
会計期間		自 2021年2月1日 至 2021年7月31日	自 2019年2月1日 至 2020年1月31日	自 2020年2月1日 至 2021年1月31日
売上高	(千円)	2,061,454	—	—
経常利益	(千円)	98,594	—	—
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(千円)	56,889	—	—
中間包括利益又は包括利益	(千円)	56,889	—	—
純資産額	(千円)	190,402	—	—
総資産額	(千円)	1,699,743	—	—
1株当たり純資産額	(円)	38.08	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期) 純利益	(円)	11.38	—	—
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	11.2	—	—
自己資本利益率	(%)	35.0	—	—
株価収益率	(倍)	57.1	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	152,431	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△19,894	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	4,903	—	—
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	1,046,076	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	233 〔156.2〕	— 〔—〕	— 〔—〕

(注) 1. 第16期及び第17期は、連結財務諸表を作成しておりませんので、主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 第18期中間連結会計期間（2021年2月1日から2021年7月31日まで）の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例」第128条第3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の中間監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社を新規設立したことに伴い新たに連結の範囲に含めております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有割合 (%))	関係内容
(連結子会社) anyenv株式会社 (注) 1. 2.	東京都 渋谷区	5	ソフトウェアの 受託・開発	100.0	役員の兼任、 ソフトウェア開発 の委託、資金借入 に係る保証

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年7月31日現在

事業部門	従業員数 (名)
総合人材サービス事業	210
その他	23
合計	233 (156.2)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は、当事業年度の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社グループは、単一のセグメントとみなしているため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 発行者の状況

2021年7月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
233 (156.2)	29.7	2.5	3,733

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は、当事業年度の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

2. 主に総合人材サービス事業の業務拡大に伴い、平均雇用人員が前事業年度末（113.7名）と比べて増加しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループは、2021年2月1日付でanyenv株式会社を会社分割により連結子会社としました。これに伴い、当中間連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較は記載しておりません。

なお、当社グループの報告セグメントは、「総合人材サービス事業」と「ソフトウェアの受託・開発事業」がありますが、「総合人材サービス事業」の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント別の記載を省略しております。

当中間連結会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が本格的に進む一方、変異株の流行も含め感染の拡大に歯止めはかからず、依然として収束の目途は不透明であり厳しい状況が続いております。当社が属する人材サービス市場におきましては、厚生労働省が発表する有効求人倍率が2021年7月時点で1.15倍（「一般職業紹介状況（2021年7月分）について」厚生労働省調べ）と、前月から0.02ポイント上昇し、回復の兆しは見えているものの、依然として低い水準となっております。

このような環境のもと、当社はプロダクション事業領域において、大型クライアント先でインハウスでのプロジェクト推進体制が構築できたことにより、新規プロジェクトの受注が大幅に増加したことに加え、キャリア事業領域、パートナー事業領域が堅調に推移しました。その結果、当中間連結会計期間の売上高は2,061,454千円、営業利益は95,750千円、経常利益は98,594千円、親会社株主に帰属する中間純利益は56,889千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、1,046,076千円となりました。

また、当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、152,431千円の収入となりました。

これは、主に税金等調整前中間純利益98,594千円を計上したことに加えて、仕入債務が71,624千円増加したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、19,894千円の支出となりました。これは、主にソフトウェアの開発投資に伴う無形固定資産の取得による支出22,459千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、4,903千円の収入となりました。これは、主に長期借入金の返済による支出92,994千円、長期借入れによる収入100,000千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社グループは一部において受注生産を行っておりますが、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当社グループは、総合人材サービス事業の単一セグメントとみなしておりますが、当中間連結会計期間における販売実績を事業領域別に示すと、次のとおりであります。

名称	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
プロダクション事業	1,870,676	—
キャリア事業	42,854	—
パートナー事業	82,455	—
総合人材サービス事業	1,995,986	—
その他	65,468	—
合計	2,061,454	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当中間連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較は記載しておりません。

3. 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の、総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	第18期中間連結会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
大日本印刷株式会社	329,174	16.0
グーグル合同会社	289,390	14.0
株式会社博報堂	259,987	12.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または2021年4月30日に公表の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、当社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
 - b 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
- 当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）当社が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものと

し、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前 (休業日を除外する。) の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会 (普通出資者総会を含む。) の決議についての書面による報告を受けた日 (当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議 (委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。) についての書面による報告を受けた日)

c 当社が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (前項第 2 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) で定める行為 (以下本号において「吸収合併等」という。) を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主 (当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者) が異動した場合 (当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日（2021年10月29日）現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間における流動資産の残高は、1,513,313千円となりました。主な内訳は、現金及び預金1,046,076千円、売掛金418,128千円となっております。

（固定資産）

当中間連結会計期間における固定資産の残高は、186,430千円となりました。内訳は有形固定資産が39,462千円、無形固定資産66,002千円、投資その他の資産が80,966千円となっております。

（流動負債）

当中間連結会計期間における流動負債の残高は、981,330千円となりました。主な内訳は、買掛金が203,010千円、未払費用が181,434千円、前受金が332,321千円となっております。

（固定負債）

当中間連結会計期間における固定負債の残高は、528,010千円となりました。主な内訳は、長期借入金が525,321千円となっております。

（純資産）

当中間連結会計期間における純資産の残高は、190,402千円となりました。主な内訳は、利益剰余金が140,402千円となっております。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別・額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2021年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2021年10月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年2月1日～ 2021年7月31日	—	5,000,000	—	50,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2021年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エージェンツホールディングス (注) 1	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	4,999,900	100.00
サンクスラボ株式会社	沖縄県那覇市久米二丁目3番14号	100	0.00
計	—	5,000,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,000,000	50,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,000,000	—	—
総株主の議決権	—	50,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年2月	2021年3月	2021年4月	2021年5月	2021年6月	2021年7月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。
2. 2021年2月から7月については売買実績がありません。

3 【役員状況】

前事業年度に係る発行者情報の提出後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の提出日までの役員の変動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。
- (3) 当中間連結会計期間（2021年2月1日から2021年7月31日まで）は、当中間連結会計期間中に設立した子会社が連結対象となったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2021年2月1日から2021年7月31日まで）の中間連結財務諸表について、有限責任大有監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (2021年7月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,046,076
売掛金	418,128
商品	12,919
仕掛品	15,437
その他	28,822
貸倒引当金	△ 8,072
流動資産合計	1,513,313
固定資産	
有形固定資産	※ 39,462
無形固定資産	66,002
投資その他の資産	
投資有価証券	3,810
敷金及び保証金	69,207
繰延税金資産	5,896
その他	3,503
貸倒引当金	△ 1,451
投資その他の資産合計	80,966
固定資産合計	186,430
資産合計	1,699,743

(単位：千円)

当中間連結会計期間

(2021年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	203,010
1年内返済予定の長期借入金	106,540
未払費用	181,434
未払法人税等	43,285
未払消費税等	44,448
前受金	332,321
役員賞与引当金	5,158
解約調整引当金	13,988
その他	51,143
流動負債合計	981,330
固定負債	
長期借入金	525,321
その他	2,689
固定負債合計	528,010
負債合計	1,509,340
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
利益剰余金	140,402
株主資本合計	190,402
純資産合計	190,402
負債純資産合計	1,699,743

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2021 年 2 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)	
売上高	2,061,454
売上原価	1,422,288
売上総利益	639,166
販売費及び一般管理費	※ 543,415
営業利益	95,750
営業外収益	
受取利息	3
助成金収入	5,506
その他	627
営業外収益合計	6,137
営業外費用	
支払利息	2,235
長期前払費用償却	569
その他	488
営業外費用合計	3,294
経常利益	98,594
税金等調整前中間純利益	98,594
法人税、住民税及び事業税	43,285
法人税等調整額	△ 1,580
法人税等合計	41,705
中間純利益	56,889
親会社株主に帰属する中間純利益	56,889

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2021 年 2 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)	
中間純利益	56,889
中間包括利益	56,889
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	56,889
非支配株主に係る中間包括利益	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2021 年 2 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	50,000	85,113	135,113	135,113
当中間期変動額				
剰余金の配当		△ 1,600	△ 1,600	△ 1,600
親会社株主に帰属する 中間純利益		56,889	56,889	56,889
当中間期変動額合計	-	55,289	55,289	55,289
当中間期末残高	50,000	140,402	190,402	190,402

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間

(自 2021 年 2 月 1 日

至 2021 年 7 月 31 日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	98,594
減価償却費	8,536
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6,097
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,158
解約調整引当金の増減額 (△は減少)	5,660
受取利息	△ 3
支払利息	2,235
売上債権の増減額 (△は増加)	△ 26,539
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 28,357
仕入債務の増減額 (△は減少)	71,624
未払費用の増減額 (△は減少)	24,411
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△ 75,394
前受金の増減額 (△は減少)	48,899
その他	17,649
小計	158,572
利息の受取額	3
利息の支払額	△ 2,097
法人税等の支払額	△ 4,047
営業活動によるキャッシュ・フロー	152,431
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△ 22,459
敷金及び保証金の差入による支出	△ 3,367
敷金及び保証金の回収による収入	5,969
その他	△ 36
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,894
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△ 92,994
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 502
配当金の支払額	△ 1,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,903
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	137,439
現金及び現金同等物の期首残高	908,636
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,046,076

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

anyenv株式会社

当社は、新設分割によりanyenv株式会社を設立し、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

AGTECHPRO Pvt Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

商品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8～22年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度における支給見込額の間接連結会計期間負担額を計上しております。

③解約調整引当金

個人顧客向けの通信商材の解約時に発生するインセンティブ収入の戻入に備えるため、また、人材紹介における解約による損失に備えるため、当中間連結会計期間の売上に対応する解約見込額を計上しております。

(4) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積もり)

新型コロナウイルス感染症の影響で不透明な状況が続いておりますが、プロダクション事業領域において大型のプロモーション案件や公共案件の受注が順調に進捗しており、下期も引き続き好調に推移することが見込まれます。キャリア・パートナー事業領域においても、現時点では新型コロナウイルスの影響は軽微であり、売上の拡大を見込んでおります。これらの状況を踏まえて、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積もりに反映しております。ただし、今後の状況の変化や経済への影響によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2021年7月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	18,685千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)	
役員報酬	26,300千円
給料手当	288,017千円
法定福利費	48,275千円
厚生費	3,872千円
減価償却費	8,536千円
旅費交通費	14,783千円
地代家賃	45,766千円
貸倒引当金繰入額	6,432千円
役員賞与引当金繰入額	5,158千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当中間連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
普通株式	5,000,000	—	—	5,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月28日 定時株主総会	普通株式	1,600	0.32	2021年1月31日	2021年4月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)	
現金及び預金勘定	1,046,076 千円
現金及び現金同等物	1,046,076

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2021年7月31日)
1年内	9,124
1年超	—
合計	9,124

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注) 2. 参照）。

当中間連結会計期間（2021年7月31日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,046,076	1,046,076	—
(2) 売掛金	418,128	418,128	—
(3) 敷金及び保証金	69,207	66,169	△3,037
資産計	1,533,412	1,530,374	△3,037
(1) 買掛金	203,010	203,010	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	631,861	629,632	△2,228
負債計	834,871	832,643	△2,228

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価の算定については、償還時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値によって算定しております。なお、「中間連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負債

(1) 買掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当中間連結会計期間 (2021年7月31日)
子会社株式	3,775

子会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券

子会社株式（当中間連結会計期間の中間連結貸借対照表計上額は3,775千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年1月20日開催の取締役会において当社のソフトウェアの受託・開発事業に関する権利義務を新設分割により設立する会社に承継させることを決議し、2021年2月1日付けで会社分割をいたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

ソフトウェアの受託・開発事業、オフショア開発ラボ事業

(2) 会社分割日

2021年2月1日

(3) 会社分割の法的形式

当社を分割会社とし、新たに設立するanyenv株式会社を新設会社とする単独新設分割であります。

なお、本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認を得ることなく行いました。

(4) 分割後企業の名称

anyenv株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

ソフトウェアの受託・開発事業の更なるサービス拡大を目的として実施したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間(自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、「総合人材サービス事業」と「ソフトウェアの受託・開発事業」がありますが、「総合人材サービス事業」の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
大日本印刷株式会社	329,174	総合人材サービス事業
グーグル合同会社	289,390	総合人材サービス事業
株式会社博報堂	259,987	総合人材サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)
1株当たり純資産額	38.08円
1株当たり中間純利益	11.38円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	56,889
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	56,889
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000

(重要な後発事象)

(資金借入)

当社の連結子会社であるanyenv株式会社は、2021年9月20日開催の取締役会において、以下のとおり資金の借入を行うことについて決議し、2021年9月27日に借入を実行いたしました。

1. 資金借入の理由

今後の事業拡大に向けた運転資金確保のためであります。

2. 借入の内容

借入先	株式会社りそな銀行
借入金額	50,000千円
借入金利	市場金利等を勘案し決定しております。
借入実行日	2021年9月27日
返済期間	1年
担保の有無	無担保
保証の内容	借入金額の一部に対して、当社による連帯保証

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年10月29日

株式会社エージェント
取締役会 御中

有限責任大有監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴨田 真一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服部 悦久

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージェントの2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年2月1日から2021年7月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エージェント及び連結子会社の2021年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年2月1日から2021年7月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上